【追加変更工事一覧表作成に当たってのお願い】

追加変更工事についての主張がある事案では，適切かつ円滑に審理等を進めるために，それぞれの当事者の主張を具体的かつ明確にし，何が争いとなっているのかを整理することが必要不可欠です。そこで，次のような点などに注意して追加変更工事一覧表を作成してください。

なお，以下では「追加変更工事一覧表（本工事表記）」を用いる場合を前提に記載しています。

（施工者側の記載方法）

１　追加工事か変更工事か減工事か，追加工事であれば新たに別の内容の工事が追加される場合なのか当初契約に基づく工事（本工事）における施工箇所の個数や施工面積等を増加させる場合なのか，変更工事であれば本工事の内容の全部又は一部を取り止めて別の工事にする場合なのかグレード（品質等級）を上げたり下げたりする場合なのか，などといった区別を意識して記載してください。

新たに別の内容の工事が追加される場合であれば,「本工事の内容」欄は空欄として,「追加変更工事の内容」欄に追加工事の内容を記載します。

これに対して，追加工事のうち本工事における施工箇所の個数や施工面積等を増加させる場合や，変更工事，減工事などの場合は,「本工事の内容」欄に本工事の内容を記載し,「追加変更工事の内容」欄に追加変更後の工事内容を記載します。

２　「本工事の内容」や「追加変更工事の内容」の各「証拠」欄には，図面，仕様書，見積書等の具体的なページ数や項目番号などを記載してください。

「本工事の内容」や「追加変更工事の内容」を説明するに当たっては，図面，仕様書，見積書等の証拠が有用ですが，これらはいずれも大部であることが多く，これらの証拠のどの部分が当該本工事や追加変更工事に関連するのかを確認するのに労力を要しがちです。そこで，これらの証拠を提出する際には,「証拠」欄に具体的なページ数や項目番号などまで記載してください。また，図面であれば，そのコピーに本工事や追加変更工事の対象となっている場所に追加変更工事一覧表の番号を記入するとか，仕様書や見積書等であれば，そのコピーの当該箇所をマーカー等で囲んでその横に追加変更工事一覧表の番号を付記するなどの工夫をすると，審理がよりスムーズに進みます。

（施主側の記載方法）

３　追加変更工事を認めない場合，追加変更工事であることを争うのか，代金額を争うのかなどの区別を意識して記載してください。

追加変更工事を認めない理由としては,例えば,次のようなものが考えられます。

① 本工事に含まれている（例えば，契約当初から要望していた工事である，軽微な変更であるなど）。
② 追加工事に当たらない（例えば，手直し工事であるなど）。
③ 注文していない（例えば，ほかの工事業者が施工したなど）。
④ 有償であることの合意がない（例えば，サービス工事であるなど）。
⑤ 代金が高額すぎる。

施主側が追加変更工事を認めない理由に応じて，審理すべき事実関係等が異なるので，施主側は，このような区別を意識して「本工事の認否」欄や「追加変更工事の認否」欄に記載してください。また，代金が高額すぎるとして争う場合には，施主側が主張する相当な金額を「主張金額」欄に記載してください。

4 施工者側が減工事（施主側との合意に基づいて本工事の内容の全部又は一部を中止した）を主張するのに対し，施主側が本工事の内容の全部又は一部を無断で中止された（中止の合意がない）と主張する場合，施主側の主張は減工事ではなく未施工という瑕疵があるということになるので，「追加変更工事の認否」欄には「否認する。」とした上で別途未施工の瑕疵として主張する旨記載してください。

（その他）

5 以前に作成された追加変更工事一覧表に加筆訂正する場合は，その箇所に下線を引いたり色を変えたりして，どこが変わったのかが分かるようにしてください。

また，「追加変更工事一覧表」という表題に続くかっこの中や，表の右上のセルなどに，例えば「令和○○年○○月○○日原告加筆」などというように，誰がいつ加筆訂正したかを記入してください。